ナラヌ

（改革ノ内容）

一、共濟會ノ基金ヲ資本家側全負擔

二、會計ノ公表

三、會長ノ裁可並反動幹部ヲ徹廢シ委員制度トスル

四、委員ハ總會ニ於テ選出スルコト

五、全從業員ニ依ル總會ヲ年二回開催スルコト

六、總會ニ於テ規約ヲ作製シテ發表スルコト

七、貸金規約ヲ改正スルコト（無利息貸金保證金徹廢）

八、公私病ニ對シ無料診察スルコト

方法

一、諸會合ニ於テ趣旨ヲ徹底セシメルコト

二、工場分會ニ於テハ共濟制度ヲ利用シ工場委員會又ハ從業員大會ヲ開催シ全從業員ヲ結成スル

財團法人協調會大阪支所